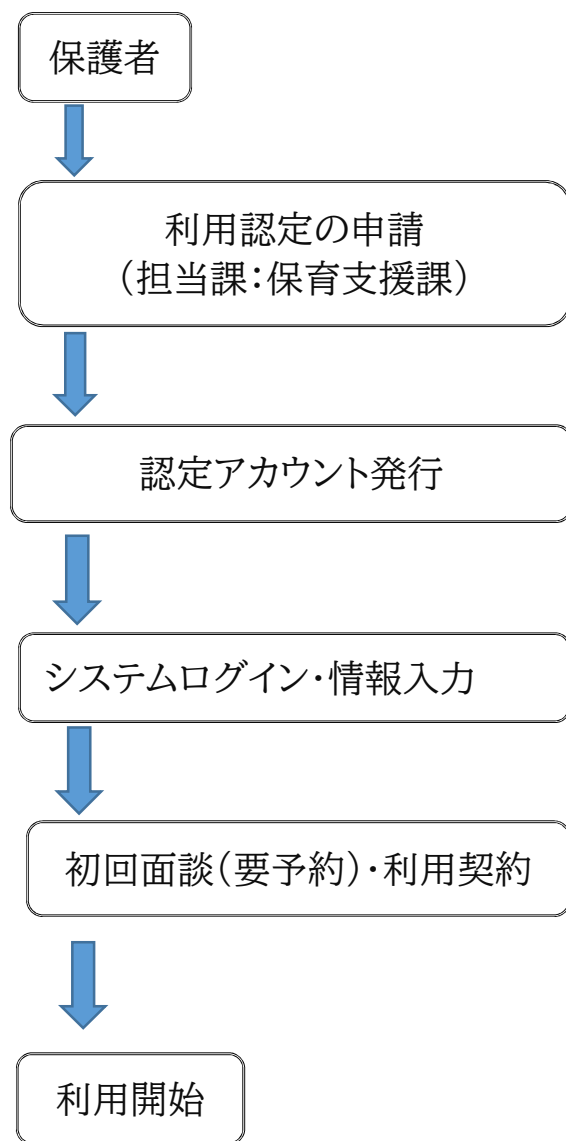
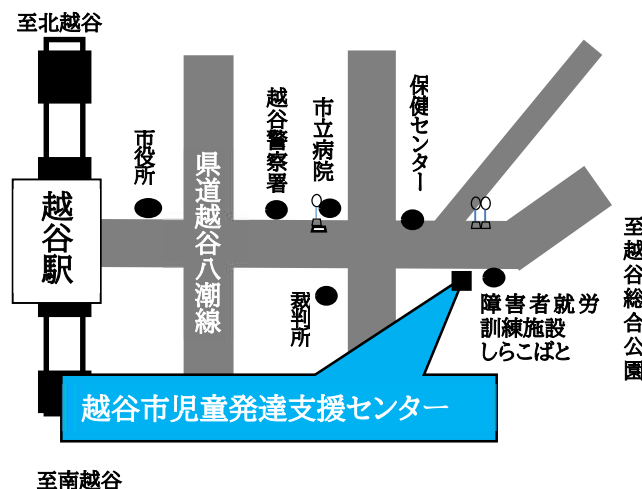


ご利用までの流れ



交通のご案内



●交通アクセス

越谷駅東口から 朝日バス

「増林地区センター」「いきいき館」「総合公園」行き

「増林」バス停下車 徒歩約2分

JR 武蔵野線 南越谷駅南口から タローズバス

「東埼玉テクノポリス」「越谷斎場・松伏ターミナル」行き

「城ノ上小学校入口」バス停下車 徒歩2分

JR 武蔵野線 越谷レイクタウン駅北口から タローズバス

「城ノ上小学校入口」バス停下車 徒歩2分

※越谷市立病院を通るまたは終点のバスの場合は
「越谷市立病院」バス停で下車、市役所前中央通りを
越谷総合公園(市立総合体育館、越谷市民球場)方面
に向かって徒歩7分

 越谷市児童発達支援センター

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

のご案内



越谷市児童発達支援センター

〒343-0011

埼玉県越谷市大字増林 5827 番地 1

電話 048-940-5951(代表)

FAX 048-964-3711

月～金(祝祭日を除く)8:30～17:00

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)とは

全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援として、保護者の就労状況に関わらずにお子さんを預けることが出来る子ども・子育て支援法に位置づけられた制度です。

こんな思いはありませんか・・・？

他のこどもと遊ぶ機会が少ない

育児から離れてほっとしたい

家庭とは違う環境で色々な遊びや経験をしてほしい

少しでもリフレッシュしたい



利用について

★利用時間
月10時間
(月10時間以内で他事業との併用可)

★利用可能日
毎週金曜日 14:00～16:00
(祝日、年末年始除く)

★定員
3人

★利用料
1時間あたり300円

🌸 保育士が支援にあたります 🌸

利用条件

- ・0歳6か月から満3歳未満であること(3歳になる誕生日の前々日まで利用可能)
- ・保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通っていないこと

注意事項

- ・利用認定の申請が必要です。収入等により利用料の軽減を受けられることがあります。
- ・詳しくは越谷市 HP([こしがや子育てネット:ページ番号 99828](#))をご確認ください。

